

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成の決定の取消し
根拠法令等及び条項	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第12条
	根拠条項
	栃木市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱第12条
	参考事項
設定等年月日	平成26年 2月14日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成の決定を取消し、及びその者から既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 虚偽又は不正の手段により助成を受けたとき。</p> <p>(2) 補聴器を助成の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、助成が適当でないと市長が認めるとき。</p>